

## 平成 27 年度医療機関ネットワーク事業参画病院長会議 議事要旨

1. 日 時：平成 27 年 11 月 4 日（水）14：00～16：00

2. 場 所：中央合同庁舎 4 号館 共用第 1 特別会議室  
（東京都千代田区霞が関 3-1-1）

### 3. 出席者

#### <参画病院>

手稲溪仁会病院、仙台医療センター、千葉大学医学部附属病院、国立成育医療研究センター、  
N T T 東日本関東病院、大森赤十字病院、順天堂大学医学部附属練馬病院、  
日本医科大学多摩永山病院、済生会横浜市東部病院、富山大学附属病院、佐久総合病院、  
聖隷浜松病院、藤田保健衛生大学病院、京都第二赤十字病院、加納総合病院、  
大阪府立急性期・総合医療センター、鳥取県立中央病院、徳島県立中央病院、九州大学病院、  
佐賀大学医学部附属病院

#### <消費者庁>

板東久美子 長官、福岡徹 審議官、  
尾原知明 消費者安全課長、吉本崇史 消費者安全課課長補佐

#### <独立行政法人国民生活センター>

松本恒雄 理事長、宗林さおり 理事、  
鎌田環 商品テスト部長、河岡優子 商品テスト部次長

### 4. 議事次第：主な議事

- (1) 医療機関ネットワーク事業の成果の報告と今後への提案
- (2) 議題 医療機関ネットワーク事業への意見  
(情報収集・院内体制、収集情報の更なる活用について)

### 5. 議事概要：

- (1) 板東消費者庁長官挨拶
- (2) 医療機関ネットワーク事業の成果の報告と今後への提案  
消費者安全課課長から主に次のことを報告、提案した。
  - ・医療機関ネットワークには、消費者の使用上の問題や、診察情報を基にした正確な症状の情報が入手可能という特長がある。この特長により、新規性の高い事故情報の入手、事故の様態の詳細の把握、傾向分析などが可能となる。
  - ・これまでに消費者庁、国民生活センターでは、注意喚起（報道発表）やメールマガジン等による社会への幅広い情報発信、消費者安全調査委員会（通称：消費者事故調）、内閣府消費者委員会、東京都等の他の行政機関への情報提供、といった形で収集情報を活用している。
  - ・今年度中に情報収集要領を改定する。
  - ・参画病院にも収集情報を活用してもらうためのルールを作る。
- (3) 医療機関ネットワーク事業への意見  
情報収集・院内体制、収集情報の更なる活用について、3病院からの報告に続き、各病院

から意見をもらい、議論した。

**【各病院からの主な意見、情報収集・院内体制について】**

- ・院内で医療機関ネットワーク事業を「こういう活動を消費者庁が行っていて、こういう役に立っているのだ」と啓発できるような資料があるとよい。
- ・人事異動による引継ぎの発生が課題なので、情報収集要領の改定に期待している。
- ・全国の担当者を集めた研修会があるとモチベーション向上にも繋がる。

**【各病院からの主な意見、情報の更なる活用について】**

- ・注意喚起だけではなく、強力な主導力で改善に結び付けてほしい。
- ・事故情報の活用については、効果の検証も行うべきである。
- ・事故情報の活用については、個々の事象で整理すべきポイントが異なるので、収集する情報を整理していかないと、データの使い道がなくなる。
- ・詳しい診療内容が分かると、医療現場で役立つ。

**【その他御意見】**

- ・協力いただけそうな医療関係団体とも連携してはどうか。

以上